

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月31日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
給食室用給湯器交換修繕
- 2 履行(納品)場所  
横浜市瀬谷区相沢四丁目1番地の1  
横浜市立瀬谷小学校
- 3 契約日  
令和8年3月2日
- 4 履行日又は履行期間  
令和8年3月2日から令和8年3月31日
- 5 契約金額  
999,724円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
横浜市旭区中白根3-24-18  
株式会社森川工業
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
給食室用給湯器が劣化による動作不良で、円滑な給食実施に支障をきたすことから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立瀬谷小学校